

基本情報(令和4年4月1日現在)

法人の基本情報				
法人名	兵庫県土地開発公社			
所在地	神戸市中央区下山手通4丁目18番2号			
連絡先	電話: 078(232)9600	ホームページ	<a href="https://www.hyogokentkk.or.jp">https://www.hyogokentkk.or.jp</a>	
	FAX: 078(291)8018	アドレス		
団体所管課	土木部用地課 (電話:078-341-7711)			
設立年月日	昭和35年9月1日	代表者	理事長 松田 直人 (元 兵庫県人事委員会委員長)	
基本財産	105,000 千円			
県出資(出捐)額 (県全体:統合前込)	105,000 千円	他の出資(出捐)者		
	( 千円)	出資(出捐)額	千円	千円
	比率 (県全体比率)	100.0 % ( %)	比率	%
役員数	9 人	職員数	36 人	
うち常勤役員	3 人	うち常勤職員	23 人	
設立目的	「公有地の拡大の推進に関する法律」に基づき、国、地方公共団体等からの依頼による公有地の取得、管理、処分等を行うことにより、地域の秩序ある整備と活性化に寄与する。			
主な事業内容	道路、河川等の公共事業用地の先行取得事業			
役職員の状況				
役員				
平均年齢	61.8 歳	平均年収(千円)	5,847 千円(支給実人数 4 人)	
常勤役員	3 人	非常勤役員	6 人	
うち県派遣	0 人 ( %)	うち県派遣	5 人 ( 83.3 %)	
うち県OB	3 人 ( 100.0 %)	うち県OB	1 人 ( 16.7 %)	
職員				
平均年齢	55.4 歳	平均年収(千円)	5,542 千円(支給実人数 36 人)	
常勤職員	23 人	非常勤職員	13 人	
うち県派遣	3 人 ( 13.0 %)	うち県派遣	0 人 ( %)	
うち県OB	0 人 ( %)	うち県OB	0 人 ( %)	

注) 「平均年収」は、常勤役職員が令和3年度に当該法人から得た報酬、給料、諸手当の合計額を支給実人数で除した額

財務状況(単位:千円)					
区 分	H29 決算	H30 決算	R1 決算	R2 決算	R3 決算
総資産	48,227,807	40,652,469	40,652,381	40,886,493	29,369,111
負債総額	39,396,180	31,715,360	31,650,967	31,852,346	20,188,593
正味財産(純資産)	8,831,627	8,937,109	9,001,417	9,034,147	9,180,518
うち基本財産	105,000	105,000	105,000	105,000	105,000
その他正味財産	8,726,627	8,832,109	8,896,417	8,929,147	9,075,518
一般正味財産 (利益剰余金、次期繰越活動増減差額)	-	-	-	-	-
当期収入計 A	16,413,557	7,059,545	4,076,834	4,530,048	5,635,408
うち県からの収入額計	1,372,747	227,383	597,650	192,115	590,407
県支出割合(%)	8.36	3.22	14.66	4.24	10.48
当期支出計 B	16,192,051	6,954,063	4,012,526	4,497,317	5,489,038
当期収支差額 C(A-B)	221,506	105,482	64,308	32,731	146,370
県からの財政支出計 (対前年度比:%)	1,372,747 ( 379.8 )	227,383 ( 16.6 )	597,650 ( 262.8 )	192,115 ( 32.1 )	590,407 ( 307.3 )
うち委託料	1,338,195	227,383	597,650	192,115	590,407
うち補助金	0	0	0	0	0
上記以外	0	0	0	0	0
小 計	1,338,195	227,383	597,650	192,115	590,407
その他短期貸付金等	34,552	0	0	0	0
そ の 他					
県からの長期貸付金残高	1,338,195	1,885,914	1,885,914	1,885,914	1,885,914
損失補償等契約に係る債務残高	34,552	26,341,000	26,346,000	26,509,000	15,151,000
正味財産の増減(単年度収支) <sup>※1</sup>					
当期経常増減額					
当期一般正味財産増減額					
当期正味財産増減額					
会計基準の区分 <sup>※2</sup>					

※1 公益法人会計基準を採用する法人のみ記載

※2 会計基準の区分は、[ ①H16改正基準 ②H20改正基準 ]から選択し、その番号を記載  
○各団体の財務諸表(貸借対照表、収支計算書等)と一致